



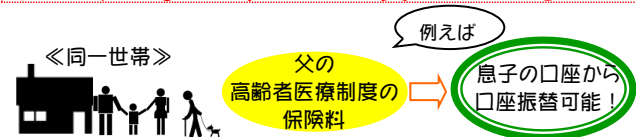
【目次】

- 支払い方法の違いで差が出る後期高齢者医療制度の保険料
- 社名変更と事務所合併のお知らせ
- さくらマネジメントグループのご案内
- 季節労働者の失業保険の受給について

支払い方法の違いで差が出る
後期高齢者医療制度の保険料

制度発足から何かと話題の「後期高齢者医療制度」。その保険料の支払いは、年金からの天引きが原則ですが、10月から、例えば、親の保険料を世帯主である子の口座から、妻の保険料を配偶者である夫の口座から振替えて支払うことができるようになりました。この支払方法の違いで、税負担（所得税・住民税）に差が出るケースがあります。今回は、その内容についてご紹介します。

どのように変わる？



それでは、ある家族を例にご説明します。

	父 75歳	
	◎年金収入 150万円	
	◎後期高齢者医療制度保険料	5万円
	息子 40歳	
	◎扶養家族 妻、子1人、父	
	◎課税給与所得	130万円

1 父の年金から天引きのままだと…

◆息子の税金

・所得税 130万円×5%=65,000円
 ・住民税 130万円×10%=130,000円 合計 195,000円

父の保険料5万円は、息子の社会保険料控除にはできません。

↓
 息子本人が支払っていないため。

父自身の社会保険料控除としても無駄になってしまいます。

↓
 父は基礎控除と公的年金等控除で所得がゼロであり、社会保険料控除がなくても税金がかからないため。

2 世帯主である息子の口座振替にすると…

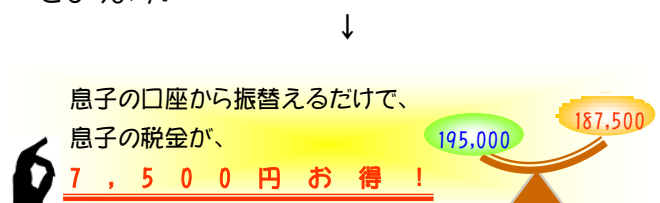
◆息子の税金

課税給与所得より、父の保険料を控除

130万円-5万円=125万円

・所得税 125万円×5%=62,500円
 ・住民税 125万円×10%=125,000円 合計 187,500円

息子本人が支払うことになり、息子の社会保険料控除となります。



口座振替への変更方法

- ①国民健康保険で保険料未納がなかった世帯主は 本人の口座
 - ②世帯主以外の年金収入180万円未満の被保険者は 世帯主か配偶者の口座
- から、保険料の振替納付ができます。詳しくは、市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

注意点 実際に親を扶養して生計を一にしているも、世帯分離している場合には口座振替ができない点、介護保険料の年金天引き分はそのままである点には注意が必要です。



社名変更と事務所合併のお知らせ

—税理士法人 さくら総合会計—

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今多様化・高度化するお客様のニーズに積極的に対応すべく、当グループも業容充実のため組織拡大・発展に努めて参りましたが、この度、税理士法人道央会計事務所と沼田吉次郎税理士事務所(札幌市)が合併し、平成20年11月1日をもちまして、新たに税理士法人さくら総合会計として出発することと成りました。

今後とも皆様方のご要望にお応えすべく職員一丸となって、業務に精励邁進する所存ですので、倍旧のご支援、ご指導の程、宜しくお願い申し上げます。

勘だ略儀ではありますが、書中をもちましてご挨拶を申し上げます。

謹白

平成20年11月吉日

記

法人合併月日 平成20年11月1日

新社名 税理士法人 さくら総合会計

代表社員	公認会計士・税理士	花岡英司
代表社員	税理士	沼田吉次郎
代表社員	税理士	庵原宏章
代表社員	税理士	西久保勝郎 (新潟支店)

旧社名 税理士法人 道央会計事務所

沼田吉次郎税理士事務所

所在地 (札幌本店) 〒060 - 0054

札幌市中央区南4条東4丁目2番地1 さくら総合会計ビル
(旧 道央会計ビル)

電話 (011) 271 - 1417 (代) FAX (011) 221 - 5948

(新潟支店) 〒950 - 0962

新潟市出来島1丁目4番16号 DNIIビル102

電話 (025) 280 - 1330 (代) FAX (025) 283 - 5177

さくらマネジメントグループのご案内

このたびの社名変更、合併に伴いまして、改めて業務案内をさせていただきます。

税理士法人 さくら総合会計

旧社名 税理士法人 道央会計事務所、沼田吉次郎税理士事務所

会計総合

- 各種税務相談・申告・調査立会
- 顧問契約先に対する巡回監査・記帳指導・経営指導
- 資金計画・経営計画その他経営資料の立案作成
- 公益法人・社会福祉法人に対する監査・経営指導
- 事業承継・相続対策

株式会社 さくら総合M&Aセンター

旧社名 株式会社 道央M&Aセンター

M & A

- 事業承継対策の企画・立案及び実施に係る支援
- 企業の譲渡、譲受の斡旋・仲介
- 企業再編・ビジネスマッチングに関する業務
- 各種ファイナンシャルプランニング業務
- 資本政策に関する業務、上記を含むM&A業務一切

労働保険事務組合 道央労務管理協会

事務組合

- 労働保険事務組合の運営、労働保険事務手続の代行
- 労務管理コンサルティング、労働管理に関する研修会開催

株式会社 エスエムシー

OA関連

- OAシステムの導入相談・販売・指導支援
- OA事務の改善・指導、OAサプライ品の取扱・販売
- コンピューターの保守サービス

有限会社 札幌ビジネスエージェント

各種代行

- 一般労働者派遣業、経理事務代行、会計帳簿の記帳代行
- 電話受付代行、営業事務代行（テレフォンアポインター）

株式会社 道央医療コンサル

医療関連

- 病医院の総合コンサルティング、レセプト診断
- コスト削減指導、人事給与指導、事業承継、相続対策

株式会社 パワーコンサル

保険代理店

- 各種企業のリスクマネジメント業務
- 生命保険・損害保険コンサルティング

庵原宏章行政書士事務所

労務総合

- 官公署への各種申請・届出等の作成提出
- 建設業等各種業者登録手続
- 経営事項審査申請手続
- 官公署への指名願の作成提出、各種助成金の申請
- 労働保険・社会保険手続、相談対応
- 就業規則・賃金規定作成、給与計算代行業務
- 商業登記・不動産登記の書類作成

花岡英司公認会計士事務所

会計監査

- 任意監査業務
- 会計組織・制度の整備に関する業務
- 内部統制制度の整備に関する業務

道央情報サービス協同組合

エス・パイ・エス事業協同組合

共同購買・高速料金割引

- UC・ETCカードによる高速道路通行料金割引
- ETC車載器の販売、各種商品の斡旋・販売 他

今後とも、さくらマネジメントグループをよろしくお願いいたします。

季節労働者の 失業保険受給 について

特例一時金とは？

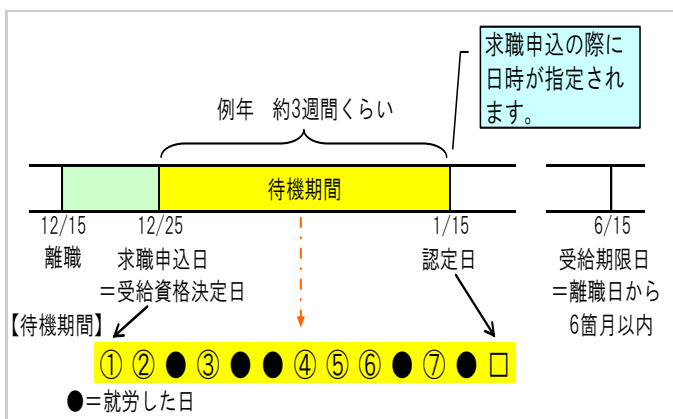
季節的に雇用される労働者が失業した際に支給されるいわゆる「失業保険」です。

基本手当日額の40日分が支給されます。

支給を受けるために

求職申込日から認定日の前日まで（待機期間）に、**失業状態にあった日が通算して7日間経過していること**が要件です。

下記の図をご覧ください。



待機期間中に就職または就労した場合は、労働時間の長短、賃金収入などの有無に関係なく**失業認定申告書**による届出が必要になります。

この申告をしたからといって、**支給金額が変わることはありません。**

申告をせずに就労していた場合は、失業状態にあった日が7日間経過したとみなされないため、不正受給とされてしまいます。

就労を続けた結果、当初の認定日までの間に失業状態にあった日が7日に満たなかった場合は、**再指定認定日**が設けられます。



季節的に雇用されている労働者は、この時期になると一斉に離職し特例一時金の受給手続きを行います。しかし、近頃、ハローワークや労働局の調査により、失業保険の不正受給が発覚するというケースが増えているようです。

そこで今回は、不正受給者を出さないためにも、今一度、手続きの流れなどご紹介いたします。

事業主が注意すること

求職申込日と認定日は、働かせてはいけません。

労働者から、受給手続きがどのようになっているかを、必ず確認するようにしましょう。

不正受給のペナルティについて

受給した額の3倍の金額を返金させられます。

さらに、悪質と判断された場合は、警察への告訴とともに、マスコミにも発表されます。

特例一時金は、冬期間の積雪や低温などに因り事業を行なうことができない建設業等に従事する労働者の収入の確保のために支給されるものです。離職後も申告せずに働き続け、特例一時金を受給し、春先になるとまた季節雇用され冬になると離職し…という結果、

1年中労働している = 特例一時金は不要

ということになってしまいます。自社の労働者から不正受給者を出さないためにも、冬期間の雇用には十分注意をしていただきたいと思います。

編集後記

先日、ゴルフの体験レッスンに行ってきました。生まれて初めてゴルフクラブを握りましたが、意外とまっすぐ打てたので先生もビックリしていました。(周りの人に話しても信じてもらえませんが…)冬期間に練習を重ね、来春にはコースデビューできたらいいなと思っています。(高橋)

月刊グローバル 2008年12号
2008年11月20日発行
発行者 さくらマネジメントグループ 広報委員

税理士法人 さくら総合会計 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 さくら総合M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章 行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司 公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー（PDF形式）でご覧いただけます。